

「血液製剤の使用指針」（新旧対照表）

平成 26 年 11 月一部改正

I 血液製剤の使用の在り方

項目	新	旧
I 血液製剤の使用の在り方 2. 血液製剤使用上の問題点と使用指針の在り方	* <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第68条の21</u> で規定されている。	* <u>薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 68 条の 7</u> で規定されている。